



安全について

安全委員会
委員長 平井貴司

日頃は会員の皆様には安全委員の活動に対しましてご理解と御協力をいただき誠に有難うございます。

今回私事ではありますが、この間起きた事について書かせていただきます。息子(中2)が朝学校へ向かう為自転車で家の坂道を降りて行きそこで転倒し、妻が車に乗せ病院へ向かったという電話がありました。

当初は、まあ自転車で転んだくらいと思っていましたが、診断内容を聞きびっくり!!「腎臓が広範囲で損傷しており即入院、又両手首も骨折及び捻挫の疑いがある」ということでした。何故こんなことに?と頭の中が真っ白になりました。日頃は会社や現場で口うるさく「安全! 安全!」と言っている私ですが、まさか息子が自転車で転んだだけでこんな大怪我になるなんてまったく信じられませんでした。

その後妻の話をよく聞くと、坂道を自転車に乗ったまま降りて行き何かしらの障害物と接触し転倒したのでは、という事でした。私も子供の頃から自転車でそこを降りていましたがそんな事はまったく起きませんでした。布団の中に入りよく考えてみると、10年位前に工事をして少し段差があったことを思い出し、これは現場で発生する事故と同じだと気が付きました。少しの補修により出来た段差や、くぼみの事を忘れてしまっていたのです。「そんな所で、そんな事で怪我をする訳が無い」その過信こそが重大事故を引き起こすのです。おかげさまで息子は数週間で退院しましたが、まだ自転車には乗れず、激しい運動は何ヶ月も先、病院で息子が「あそこで止まっていれば」と一言つぶやいていた姿が目に焼きついています。

事故後、会社や現場はもちろんですが通勤や現場に向かう途中の状況なども気に掛け、従業員にも朝のミーティングや夕方のミーティングでも積極的に発言させるようにしました。身内の怪我によって安全意識の大切さを再認識しました。

現場は日々変化します。それと同じくらい周辺も変化しているのです。どうか皆さん、家を出て、帰宅するまで安全、安心作業をお願いします。

どうぞご安全に!



『空気は読まない』を上梓して

じょうし



鎌田 實

今回、本を書く上で、頭の中にあったのは、以前読んだ山本七平の『「空気」の研究』です。この本には、日本が第2次世界大戦に突入していくとき、日本軍の将校たちは、多くの知識人も含めて、勝てないという戦略分析があったにもかかわらず、「戦争を回避しよう」と言えない「空気」に流され、開戦に踏み切ったことが書かれていたのです。

2008年、僕たちの国はサブプライムローン問題で傷つきました。ほかの先進国に比べて実態的な傷つきは少なかったはずなのに、2年たった今も回復していない。

その原因の半分は実質的なことだけでも、半分は空気に負けているのではないかと。政治や経済、家庭や学校のあり方も、どうも空気に関係しているのではないだろうか。僕にはそう思えてなりません。

僕は「空気を読むな」と言っているのではありません。空気は読めたほうがいいのだけれども、時には毅然として、「空気を読めるが、空気は読まない」という強い意志を持つ人間が地域や会社の中にあることが大事なのではないか。

国でも会社でも、空気がよどんでいると思ったとき、その空気を変える人がいることが必要です。僕は『空気は読まない』の中で、今のよどんだ空気を変えるヒントとなる25人の実践について書きました。彼らの共通しているのは人への優しさや温か

さ、人に尽くすことに喜びを感じているという点です。「人生にとって一番大切なものは、お金じゃない」「人に優しくしていたら必ず、そういう喜びにめぐりあう」と。

今、日本に必要なことは、「誰かがやってくれるだろう」と待っているのではなく、やれる人から温かいことをしていくことではないか。温かなことをしているうちに温かな連鎖が起きてくる。それは自分のやれる範囲の中での小さな温かさでいいと思う。

僕は99%は自分のため、家族のために生きているけれども、残りの1%は誰かのためにやれるかなと思う。「1%ならできるのではないか」と思って行動する人が増えれば、この国はもっと良くなるのではないかと。僕はそういう気がするのです。 =談

(医師・作家)

温かな「空気」を広げよう

【かまた・みのる】 1948年、東京に生まれる。諏訪中央病院院長などを経て、東京医科歯科大学臨床教授、東海大学医学部非常勤教授。著書は『がんばらない』『いいかげんがいい』など多数。



安全な毎日は、一人ひとりが 決まり事を守ることから

安全委員 間壁和弘

作業所をいつも安全な状態にして、安全な作業をすることで災害は防止されると思います。もし一人でも決まり事を守らないなら、作業所は危険な職場に変わってしまいます。自分だけでなく、一緒に働く仲間の命さえも奪いかねません。皆さんの安全を守るために、労働安全衛生法を柱とした多くの法律があります。その中には、作業員の人たちが守るべき事柄も含まれています。もし、その守るべき事柄を無視して災害に遭ったり、人を被災させてしまったら大変なことになります。例えば、大怪我をして働けなくなったり、最悪の場合、亡くなったりしたときに、残された家族が損害賠償を求めても賠償額を大幅に減額されてしまうかもしれないのです。自分で違法なことと知っていながら作業を行って被災したり、重大な過失を起こしたため被災したケースでは、労災保険給付が減額される支給制限が適用される場合もあります。また、他の人に怪我をさせると賠償を求められたり、国から罰金を請求されることにもなりかねません。ですから、作業員の一人ひとりが守るべき事柄について説明したいと思います。



■ 作業員に求められる6つの義務 (労働安全衛生法第26条から)

労働安全衛生法第26条では、労働者が守らなければならない事項を定めており、労働安全衛生規則では、更に具体的な労働者の事項を定めています。

ここでは、労働安全衛生規則を中心に、現場の安全確保の上で求められている守る事項をまとめてみました。



1.安全状態を保つ義務

全ての安全装置及び覆い、囲い等を取り外したり、又は機能を失わせたりしてはなりません。臨時に外したり、機能を失わせたりしなければならないときは、あらかじめ事業者（元請等）の許可をとりましょう。その場合、取り外した装置・囲い等は、取り外す必要がなくなったときは、直ちに原状に戻さなければなりません。・作業場の整理・整頓・清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外に捨ててはなりません。



2.安全装置を講じる義務

- 車両系建設機械を修理・点検する場合は、フォーク・ショベル・アーム等が不意に落下する危険を避ける為、安全ブロック、安全支柱をしなければなりません。



3.保護具の着用・使用の義務

- 高さが2メートル以上の場所で作業を行うとき、事業者から墜落の危険があるとして安全带等の使用を命じられた場合は使用しなければなりません。また、高所作業車で作業を行うときも使用しなければなりません。
- 高圧活線作業を行うときや、その付近で作業をする場合は、感電防止のための絶縁用の防具の装置や保護具を事業者から命じられた場合は使用しなければなりません。
- 物の落下や飛来による危険を避けるため、保護帽を使用しなければなりません。
- 作業内容や作業場所での危険を避けるため、事業者から安全靴等の使用を命じられた場合は、履かなければなりません。
- 安全衛生上、有害とされる作業（著しく熱かったり寒かったりする場合、多量の高温・低温の物や有害物を取り扱う作業、粉じん作業等の有害作業）を行うときは、事業者から命じられた場合は保護衣・保護メガネ・呼吸用保護具等を使用しなければなりません。
- 皮膚に障害を与える恐れのある作業を行うときは、皮膚障害防止用の手袋等の保護具の事業者から命じられた場合は使用しなければなりません。
- ひどい騒音で耳等に障害を与えると事業者から耳栓等の使用を命じられた場合は、速やかに使用しなければなりません。

